

●令和 8 年度個人住民税の新発田市での課税基準について
※均等割・所得割がともに課税されない状態を「非課税」と呼びます。

◆均等割・所得割の課税基準

改正前				改正後			
均等割		所得割		均等割		所得割	
所得	給与収入のみの場合	所得	給与収入のみの場合	所得	給与収入のみの場合	所得割	給与収入のみの場合
38万円	93万円	45万円	100万円	38万円	103万円	45万円	110万円

※上記の課税基準については扶養親族がいない場合の計算例であり、またご本人様の状況が障害者、未成年者に該当しないものとなります

◆同一生計配偶者＋扶養親族がある場合は以下の表のとおり

扶養親族数	均等割			所得割		
	課税基準額(所得)	給与収入（改正前）	給与収入（改正後）	課税基準額（所得）	給与収入（改正前）	給与収入（改正後）
扶養親族：0人	380,000円	930,000円以下	1,030,000円以下	450,000円	1,000,000円以下	1,100,000円以下
扶養親族：1人	828,000円	1,378,000円以下	1,478,000円以下	1,120,000円	1,670,000円以下	1,770,000円以下
扶養親族：2人	1,108,000円	1,683,999円以下	1,758,000円以下	1,470,000円	2,215,999円以下	2,215,999円以下
扶養親族：3人	1,388,000円	2,096,000円～2,099,999円以下	2,099,999円以下	1,820,000円	2,715,999円以下	2,715,999円以下
扶養親族：4人	1,668,000円	2,496,000円～2,499,999円以下	2,499,999円以下	2,170,000円	3,215,999円以下	3,215,999円以下

◆その他の均等割・所得割が課税されない方

- ・生活保護法の規定による生活扶助を受けている
- ・障害者、未成年者、ひとり親、寡婦で、前年の合計所得が、1,350,000円以下

※民法の成年年齢の引下げに伴い、令和5年度から1月1日（賦課期日）時点で18歳または19歳の方は、未成年者に該当しません。

本人該当区分	合計所得金額	給与収入の金額
障害者・未成年者・寡婦・ひとり親	1,350,000円	2,043,999円以下